

4. 医療の情報提供について

情報提供の推進に関する指摘事項

医療審議会「医療提供体制の改革について（中間報告）」（平成 11 年 7 月 1 日）

- ・患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報は可能な限り、患者・国民に対し提供していくことが望ましい

医療審議会「医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）」（平成 12 年 2 月 21 日）

- ・広告を含む情報提供の在り方について、基本的な検討が必要

国民福祉委員会「健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」
(平成 12 年 11 月 30 日)

- ・医療の質を確保し、患者の立場を尊重するために、各医療機関の情報公開をさらに進めていく

経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 26 日）

- ・インフォームドコンセントの制度化、医療・医療機関に関する情報開示、医療情報のデータベース化による国民への情報提供の拡充、医療関係者相互の評価・チェック体制の充実による適正な診療の確保、医療機関の広告規制の緩和等を行う。

総合規制改革会議「重点 6 分野に関する中間とりまとめ」（平成 13 年 7 月 24 日）

- ・広告規制について、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、ポジティブリストの積極的な拡充を図るなど、広告や情報提供に係る規制の抜本的な見直しや規制の運用についての明確化が必要

医療に関する情報提供の現状

◎ 医療機関の選択に有用な情報への国民ニーズ

◎ 現在受けている医療について十分な情報を得たいという国民ニーズ

◎ 雑誌・インターネット等を介しての情報の広がり
※ 必ずしも客観的で正確な情報とは限らない。

- 医療や医療機関の選択のための正確な情報の提供
- 受診中の医療に関する説明と納得

- 医療機関の間での公正な競争の促進とこれによる医療の質の向上、患者満足度の向上、効率化の向上
- 患者と医療機関の信頼関係の向上と患者の診療参加

医療に関する情報提供についてのこれまでの取組

○広告規制の緩和

- 事実や客觀性がある情報などの検証が可能な事項については、幅広く広告できることとし、本年3月の医療法改正等により、以下のような事項について広告可能とした。

- ・診療録（いわゆるカルテ）その他診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- ・（財）日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・医師の略歴 等

○（財）日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の普及

- 医療に関する情報に対する国民のニーズの高まりを踏まえ、第三者的立場から医療機関を機能面から評価する機関として、平成7年に（財）日本医療機能評価機構が設立された。
- 平成9年度より、第三者機能評価事業を実施。認定証発行病院数は511。（平成13年8月20日現在）
- （財）日本医療機能評価機構において、医療安全の項目の追加を図るなど、評価の充実を検討中。

○診療情報の提供

- 診療録の開示について、現在医療従事者の自主的な取組が進められており、日本医師会において、平成11年4月に「診療情報の提供に関する指針」を策定。普及・啓発のための研修、苦情受けの窓口及び苦情処理機関の設置に関する研修を実施。（国より経費を補助）

※平成14年度概算要求事項

- 医療機関のインターネットを利用した情報提供の在り方の検討

広告規制の概要

(1) 基本的な考え方

- ◎ 次の考え方に基づき、利用者保護の観点から、原則として広告を禁止し、広告が可能な事項を限定的に定めている。

- ① 医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により見る側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいものがある。
- ② 医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難である。

(2) 制度の概要

- ◎ 原則として、医療機関又は医業に係る広告を禁止
- ◎ 事実や客観的な情報として個別に定められた事項についてのみ、広告できることとしている。(別紙)
- ◎ 広告の方法及び内容に関して、次のとおりの規制が行われている。
 - ・虚偽広告の禁止
 - ・比較広告の禁止
 - ・誇大広告の禁止
- ※ 上記に違反した場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の罰則の適用がある。

医業等に関する広告し得る事項

[法律] (医療法第69条)

- ・ 医師又は歯科医師である旨
- ・ 診療科名(政令で定めるもの、厚生労働大臣の許可を受けたもの)
- ・ 病院又は診療所の名称、電話番号、所在地
- ・ 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

[厚生労働大臣の定める事項(告示)]

(平成13年1月厚生労働省告示第19号)

- ・ 保険医療機関、救急告示病院、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険三次健診等給付診療所等である旨
- ・ 厚生労働大臣の定める基準に適合する保険医療機関である旨
- ・ 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨
- ・ 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・ 予約診療の実施
- ・ 在宅医療の実施
- ・ 訪問看護に関する事項
- ・ 健康検査の実施
- ・ 保健指導又は健康相談の実施
- ・ 予防接種の実施
- ・ 補正法に規定する治験に関する事項
- ・ 健康保険法又は老人保健法の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の実施
- ・ 費用の支払方法又は領収に関する事項

・ 診療日又は診察時間

・ 入院設備の有無

・ 紹介ができる他の病院又は診療所の名称

・ 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

改　革　工　程　表（抜粋）

（平成13年9月26日）

分野名：社会保障

III 10月以降に措置（IIを除く）

(1) 14年3月までに措置

(2) その他で措置

（医療）

「医療サービス効率化プログラム」の具体的内容として、以下の事項を実施。更に、医療制度改革に係る厚生労働省試案を踏まえ議論を深め、具体策を実施していく。

○医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し。

分野名：規制改革（医療）

III 10月以降に措置（IIを除く）

(1) 14年3月までに措置

(2)

○医療機関の広告及び情報提供に係る規制の見直し（将来のネガティブリスト化を入れつつ、ポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にしつつ、ポジティブリストの積極的拡充を図る）

21世紀の医療提供の姿（抜粋）

（平成13年9月25日）

II. 今後の我が国の医療の目指すべき姿

1. 患者の選択の尊重と情報提供 (2) 情報提供の在り方)

- 患者性、診療機関の広告実績に対する規制の適切な保健医療の情報が提供されるため、急性期医療を担う病院を中心として、医療機関の専門性や機能について適切に情報提供が進むとともに、患者に対する規制の適切な保健医療の情報が提供されるための場が整備され、医療の情報開示のルールが定着する。

III. 当面進めるべき施策

2. 情報提供の推進とこれによる医療機関相互の競争の促進 (医療機関に関する情報提供の推進)

- 医師・歯科医師の専門性や病院の機能を含め、広告規制の更なる緩和を検討し、医療機関が広告可能な事項の拡充を図る。（13年度）

- 第三十条の三 郡道府県は、当該郡道府県に於ける医療を提供する体制の確保に関する事項
- 一 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）の整備を図ることとする。
- 二 医療計画に記載したとおり、次に掲げる事項を定めることとする。
- （以下「医療計画」といふ。）を定めるものとする。
- （1）区域の区分による区域の設定期間
- （2）二以上の前号に規定する区域を併せた区域の単位とする区域の設定期間
- （3）一定の特殊な医療を提供する病院の病床及び一般病床の区域の設定期間
- （4）地域医療支援病院の整備の目標を達成するための医療提供施設の整備の目標
- （5）医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他の医療機関との協議の相互通報の分担及び業務の連絡に関する事項
- （6）休日診察、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
- （7）各地の医療の確保が必要な場合における法定、当該医療の確保に関する事項
- （8）医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項
- （9）前各号に掲げたもの以外、医療を提供する体制の確保に関する必要な事項
- （10）区域に関する事項
- （11）前項第四号から第九号までの事項を定めた当たる区域、同項第一号に規定する区域における事項
- （12）区域ごとの医療を提供する体制の明示による区域を定めた区域における事項

- (1) 医療機関内部の機能分担及び業務、連携
- 地域の実情に応じた医療提供体制の確立を図るため、次の事項を参考に上、二次医療圏及び三次医療圏単位で配載を充ちたい。(救急医療及びその他の医療の確保を含む)。
- （平成9年6月27日公表）「参考照へども」、「在宅医療の推進に関する会議報告書」。
- （平成9年6月27日公表）「参考照へども」、「医療計画作成に当たるための医療機関内部の配載を充ちたい。」
- （参考）（1）医療提供組織の整備の目標
- 都道府県が医療機関に対する医療提供体制別の医療機関の調査を行い、その整備の目標を設定する。（別添2-①参照）
- （2）医療提供組織の整備の目標
- 都道府県が医療機関に対する医療提供体制別の医療機関の調査を行い、その整備の目標を設定する。（別添2-②参照）
- （1） ① 二次医療圏及び三次医療圏における、都道府県が医療機関の調査の結果、医療機関に対する情報提供を行ったもの。また、③及び④で示す以下の
- 医療機関に対する情報提供を行ったもの。
- （2） ② 前述の調査に基づき、医療機関の整備の必要性を検証し、不足した、医療機
- 能化による、また、その整備の方法及び整備の目標等について記載する。（別添2-1）
- （3） また、乙丸5の実態調査結果を得て各医療機関の医療機関に対する情
- 報（施設、設備、施設数、平均住院日数、総件数及び専門職員数等）を各医療機関へ提供する。
- （4） 都道府県が医療機関に対する医療機機能力、二次医療圏及び三次医療圏内における、その情報交換を図ること。
- 当該医療機関が有する医療機機能力を情報収集し、その情報交換内での医療機関へ提供する。

医療器械相互通報の機能分担及び医療器械 (記載の例示)

	三次医療圈・都道府県レベル	二次医療圈・医療支機関レベル	三次医療圈・都道府県レベル
1. 機能連携等による医療提供体制の整備 (1) 生活習慣病对策、母性・小児医療对策 (2) 精神保健对策 (3) 地域医療支機関等との連携 (4) 大学附属病院等との連携 (5) 他の医療施設との連携等	1. 機能連携等による医療提供体制の整備 (1) 生活習慣病对策、母性・小児医療对策 (2) 精神保健对策 (3) 地域医療支機関等との連携 (4) 大学附属病院等との連携 (5) 他の医療施設との連携等	2. 機能連携等による医療提供体制の整備 (1) 病床の共同利用の推進 (2) 高齢医療機器の効率的配置・共同利用 (3) 在宅医療支機関との連携等 (病院連携) (4) 力がいの介護の普及及状况及び推進方策等 (5) 在宅医療情報の整備 (6) 医療分業の推進 (7) その他(リハビリ、内分泌、感染症等)	立等 (2) 医療機器又は薬局の調剤方箇機体制の確 (1) 医療分業の普及及状况及び推進方策 3. その他

[医療機能の例示]

医療効果	人材	施設	機器	薬品
①労人材	進行効人の集学的治療、進行悪性腫瘍の診断・手術、脳腫瘍(良性腫瘍を含む)摘出手術、脾腫瘻手術、大血管手術、P T C A、血管内挿線術、臍穿中等性期の集学的治療、胸廓擴張装置支援手術等	用ハ・大放射線治療、緩和カツ、大人能障施設支援手術ハ・カツ等	開心術、冠動脈手術、大血管手術、P T C A、血管内挿線術、臍穿中等性期の集学的治療、胸廓擴張装置手術、胸廓擴張装置支援手術、小腸源電極	②循環器疾患効果
③糖尿病効果	糖尿病管理の教育人院等	糖尿病(糖尿病者ハ・カツ等)	精神科手術	④慢生質不全効果等
⑤母子医療効果	周産期医療、小児外科領域の手術等	産科手術(妊娠・出産の事例医療、長期且の医療看護の高ハ・入院医療(妊娠・出産の事例医療等)	先天性免疫不全症	⑥難治性の疾患効果
⑦後天性免疾不全症	先天性免疾不全症候群患者ハ・難治の疾患等	後天性免疾不全症候群患者ハ・難治の疾患等	精神疾患	⑧精神疾患効果
⑨その他疾患効果	診断困難例の確定診断(分子生物学的診断、特殊な免疫学的診断)、診断困難例の治療(分子生物学的治療、人工内耳手術、人工關節置換術、難治性疼痛治療に対する手術、骨膜移植、四肢等切断の再接合術、眞骨盤切断術、腹腔鏡下手術、腎移植、四肢等切断の再接合術(分子生物学的診断、特殊な免疫学的診断))、形成術等)、特殊の血液凝固検査等	形成術等)、特殊の血液凝固検査等		

医療効果別の医療機能の例示を以下に示すが、各部道府県は「例示」に該当するものとする。

(別添2-①)

(別添2-②)

医療施設の整備(例示)

医療機能	二次医療圏単位で確保するもの			二次医療圏単位で確保するもの		
	医療情報	医療機関名	整備目標	医療情報	医療機関名	整備目標
都道府県が必要と判断する医療機能について、施設・設備及び取り扱い件数等の必要な調査を行い、その実績を踏まえ、医療計画に位置づけるべきものを記載する。	左記の医療機能について、各医療機関の情報を提供する。	左記の医療機能を担っている医療機関名を列記する。	整備の必要性を検証し、その方法及び日標等を記載する。	左記の医療機能について、各医療機関の情報を提供する。	左記の医療機能を担っている医療機関名を列記する。	整備の必要性を検証し、その方法及び目標等を記載する。
がん対策						
·〇〇〇治療	·年間症例数 ·転院先とその件数 ·平均在院日数 ·専門スタッフ数等			·年間症例数 ·転院先とその件数 ·平均在院日数 ·専門スタッフ数等		
循環器疾患対策						
糖尿病対策						
慢性腎不全対策等						
母性・小児医療対策						
難治性の疾患対策						
エイズ対策						
精神疾患対策						
その他の疾病対策						

大医府保健医案针灸 (拔罐)

医案图	市町村・区 平成10年夏 51-108	医案图 市町村・区 平成10年夏 51-108	医案图 市町村・区 平成10年夏 51-11-50	医案图 市町村・区 平成10年夏 51-11-50
	追加表 ② 大病院名	医案图 市町村・区 平成10年夏 51-11-50	医案图 市町村・区 平成10年夏 51-11-50	
	井口市	市立豊中病院	大手町	中央区
	守口市	大阪大手町医院	心筋梗塞	泉北区
	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区
三層	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区

医案圖	市町村・区 平成10年夏 11-108	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-108	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50
	追加表 ② 大病院名	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	
	守口市	市立豊中病院	大手町	中央区
	守口市	大阪大手町医院	心筋梗塞	泉北区
	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区
六層	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区

医案圖	市町村・区 平成10年夏 11-108	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-108	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50
	追加表 ② 大病院名	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	
	守口市	市立豊中病院	大手町	中央区
	守口市	大阪大手町医院	心筋梗塞	泉北区
	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区
七層	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区

医案圖	市町村・区 平成10年夏 11-108	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-108	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50
	追加表 ② 大病院名	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	医案圖 市町村・区 平成10年夏 11-50	
	守口市	市立豊中病院	大手町	中央区
	守口市	大阪大手町医院	心筋梗塞	泉北区
	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区
八層	守口市	大阪市立総合病院	大手前病院	大正区

福祉保健医療情報システム（WAM NET）による医療機関情報の提供について

1 概要

社会福祉・医療事業団は、福祉保健医療情報システム（WAM NET）を構築し、平成11年3月から稼働を開始した。今般、医療機関に関する情報提供サイトを新たに構築し、利用者にとって最低限必要な情報を提供を、10月22日から開始することとした。

今後、更に利用者の利便性の追求や医療機関の選択を支援するための情報など詳細情報の提供を行う予定である。

* 今後提供を行う予定の医療機関情報《検討中》

① 医療機関の特色、② 医師の情報（略歴）、③ 診療時間

なお、今般提供する情報は、厚生労働省・医療施設調査名簿や事業団独自の調査により入手した情報に基づくものである。

2 医療機関情報の内容

- ・ 医療機関名
- ・ 所在地（住所）
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 設置診療科名
- ・ 救急告示の有無

3 提供情報のイメージ

医療機関 徒歩結果画面(WAM.NET 特別版) [F5] - Microsoft Internet Explorer

アドレス① http://www.wam.go.jp/caretown/SCDisplay?AT=042&TC=3103&BF=0&PC=0&PS=50

アドレス② http://www.wam.go.jp/caretown/SCDisplay?AT=042&TC=3103&BF=0&PC=0&PS=50

施設名	直便番号	所在地	電話番号	診療科	救急	休日
医療法人社団 会	107-	東京都港区元赤坂 丁目 番地 号	03-3408-	消化器科、外傷科、整形外科、眼科、こころ		
○ ○ 病院	105-	東京都港区虎の門 -	03-3588-	内科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、産婦人科、眼耳鼻咽喉科、皮膚科、U尿道科、放射線科、麻酔科、歯科		
○ ○ ○ 病院	108-	東京都港区高輪 -	03-3443-	内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神經外科、心臓血管科、婦人科、頭頸部外科、皮膚科、ひだるみ科、リビング、放射線科、麻酔科、歯科口腔科		
○ ○ 病院	108-	東京都港区三田 -	03-3451-	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼耳鼻咽喉科、皮膚科、ひだるみ科、歯科口腔科		
○ ○ 病院	108-	東京都港区芝 -	03-3455-	内科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、美容科	● インターネット	
※ページが表示されました。						

※当面、休日・夜間当番医については、各市区町村等がホームページで提供されているものへのリンクで対応

《参考》 WAM.NETへのアクセス

- ① WAM.NETホームページ (URL:<http://www.wam.go.jp>)
- ② 「地域情報」 → 市町村の選択
- ③ 「医療機関」
- ④ 「病院」、「一般診療所」又は「歯科診療所」